



社会保険労務士事務所

あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号

井門神田駅前ビル22号室

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:渡邊

～仕事と家庭の両立支援～ 平成28年度助成金のご案内

今回のあおぞらレターでは、平成28年度に新設された助成金のうち、労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための取組を行う事業主への助成金の概略をご案内します。育児・介護と仕事の両立支援については、法改正を見据えた来年にむけて大きな課題となってきています。助成金を活用し、社内制度整備への取組を考えてみましょう。

■ 出生時両立支援助成金～男性の育児休業取得推進を目的～

男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を利用させた事業主に対して助成金を支給するものです。(過去3年以内に男性育児休業取得者が出た事業主は対象外です。)

◆ 対象となる措置 (下記の1・2をすべて実施)

1. 男性が育児休業を取得しやすい職場風土作り(例えば(1)～(3)の取組を育児休業開始日前日までに)

| | |
|-----|-------------------------------------|
| (1) | 男性労働者を対象にした、育児休業制度の利用を促進するための資料等の周知 |
| (2) | 管理職による、子が出生した男性労働者への育児休業取得の勧奨 |
| (3) | 男性労働者の育児休業取得についての管理職向けの研修の実施 |

2. 男性の育児休業取得 (下記のすべてを満たす育児休業であること)

| | |
|-----|--------------------------------|
| (1) | 連続した14日以上(中小企業は5日以上)の育児休業であること |
| (2) | 子の出生後8週間以内に開始していること |
| (3) | 平成28年4月2日以後に開始しているものであること |

◆ 支給額 1年度につき1人まで

| | 中小企業 | 大企業 |
|--------------|------|------|
| ア 取組および育休1人目 | 60万円 | 30万円 |
| イ 2人目以降 | 15万円 | |



■ 介護支援取組助成金～仕事と介護の両立支援の推進を目的～

仕事と介護の両立に関する取組をおこなった事業主に対し助成金を支給するものです。厚生労働省で作成している「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組が支給対象となっています。

◆ 対象となる取組 (下記の1～3をすべて実施)

1. 仕事と介護の両立の実態把握(社内アンケート) 平成27年4月1日以後に(1)～(3)の取組

| | |
|-----|---|
| (1) | 厚生労働省が指定する調査票に基づきアンケート調査を実施すること(原則雇用保険被保険者全員対象) |
| (2) | アンケートの回収率が3割以上または回収数が100以上あること |
| (3) | アンケート結果を集計し所定の様式にとりまとめること |

2. 介護に直面する前の労働者への支援(社内研修、資料の配布) 平成28年4月1日以後に(1)と(2)の取組

| | |
|-----|--|
| (1) | 厚生労働省が指定する資料に基づく、人事労務担当等による研修の実施(研修結果を所定様式に記録) |
| (2) | 厚生労働省が指定する資料に基づいた周知 |

3. 介護に直面した労働者への支援(相談窓口の設置及び周知) 平成27年4月1日以後に(1)と(2)の取組

| | |
|-----|--|
| (1) | 仕事と介護の両立に関する相談窓口の設置(すべての事業所の労働者が相談できる体制) |
| (2) | 厚生労働省の指定する資料による相談窓口の周知 |

◆ 支給額 1事業主あたり1回限り60万円が支給されます。

<介護離職を予防するための両立支援対応モデル>についてはこちら⇒

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html

<対象となる事業主や、助成金の詳細な要件・参考資料など>についてはこちら⇒

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277